

(仮称)かほく市総合体育館整備・運営事業 募集要項等に関する質問への回答(第1回)

募集要項に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	4	2	(8)	ア	(イ)	d	備品等調達設置業務	事業範囲の建設業務の中に備品等調達設置業務がありますが、体育備品等を運営企業が調達する場合、運営企業は建設にあたる者には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。運営企業が建設にあたる者とした場合、参加資格要件で求められている特定建設業の許可や経審結果通知書における総合点数を満たす事は困難であると思料いたします。	体育備品等を運営企業が調達する場合、運営企業は建設にあたる者には該当しません。
2	募集要項	9	3	(1)	ア	(ア)		応募者の構成	応募者は、設計・工事監理・建設（それぞれ道路等整備を含む）、指定管理施設の維持管理、運営の各業務をSPCから直接受託又は請け負う企業で構成するグループですので、それ以外のアドバイザー等は、参加資格申請の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	10	3	(2)	イ	(ア)	b	設計に当たる者（施設整備）	「延床面積5,000m ² 以上の屋内体育施設」とありますが、例えば校舎と屋内体育施設との合築建物を実績として申請する場合、合計面積が5,000m ² 以上であれば、要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	10	3	(2)	イ	(イ)	b	工事監理に当たる者（施設整備）	「延床面積5,000m ² 以上の屋内体育施設」とありますが、例えば校舎と屋内体育施設との合築建物を実績として申請する場合、合計面積が5,000m ² 以上であれば、要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	10	3	(2)	イ	(ウ)	d		配置技術者について予定技術者を複数名申請してもよろいでしょうか。	可とします。

募集要項に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
6	募集要項	10	3	(2)	イ	(ウ) (エ) (オ) (カ)	c a a c	応募者の参加資格要件（業務別）	建設（施設整備）、設計・工事監理・建設（道路等整備）の参加資格要件として、同種業務を元請け（共同企業体としては、代表企業又は構成員。出資比率は30%以上）としての実績とありますが、PFI事業以外の一般発注事業では代表企業、構成員という役務分担や出資もない為、一般発注事業では共同企業体としての実績が求められるという理解でよろしいでしょうか。
7	募集要項	12	3	(2)	イ	(ク)	a	応募者の参加資格要件	屋内スポーツ施設（トレーニングジムやフィットネススタジオ等）に係る2年以上の運営実績を有することとありますが、本施設は興行利用もある施設のため、プロの試合が開催されるアリーナの管理運営実績も必要という認識でよろしいでしょうか。
8	募集要項	24	6	(7)				契約保証金	本契約時に契約保証金を納付するとなっていますが、保証書等での対応が可能でしょうか。
9	募集要項	27	別紙1	(1)				サービス対価の構成	「サービス購入料Aは、市がその一部を交付金等を活用して引渡し時に一括して支払う可能性がある」とのことですが、交付金等の金額が決定する時期をご教示ください。
10	募集要項	28	別紙1	(2)				サービス対価の算定方法	基準金利の確定日は施設引渡し予定日の2銀行営業日前とされていますが、基準金利がマイナスとなった場合の下限は0%（ゼロフロア）との理解でよろしいでしょうか。
11	募集要項	31	別紙2	(2)				サービス対価の構成	「サービス購入料Aの一部を引渡し時に一括して支払う可能性がある」とのことですが、提案時には全額割賦での支払いとして割賦金利等を算出するという理解でよろしいでしょうか。

募集要項に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
12	募集要項	31	別紙2	(2)			サービス対価の構成	注記に「消費税率が変更された場合には、変更後の税率について適切に支払う」とあります。消費税増税時には施設整備費、開業準備費、運営・維持管理費とも増税分を市がお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備費、開業準備費、運営・維持管理費について、消費税増税時の国税庁の示す経過措置に則って増税分を支払います。
13	募集要項	-	様式 6-6				長期収支計画書	サービス購入料E（修繕・更新業務費）については、令和6～10年、11～15年、16～20年でそれぞれ平準化して支払う旨の記載があります。サービス購入料C（開業準備費）及びD（運営・維持管理費）については15年間の均等払いという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Cについては開業準備期間終了後に一括払いとします。サービス購入料Dについては、15年間の均等払いとします。

(仮称)かほく市総合体育館整備・運営事業 募集要項等に関する質問への回答(第1回)

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
14	要求水準書	8	1	(7)	オ		クラブパレット	「事業者の実施する提案プログラム業務等については、クラブパレットが実施するプログラム内容を考慮して、承認することとする。」とあります。クラブパレット実施の類次プログラムであっても、市民の多様なニーズに応えるため、日時や独自サービスを付加して提供することにより実施可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	13	2	(1)	ア	(イ)	インフラ条件	雨水の放流先について御指示等ありましたら、ご教示願います	南側市道道路側溝へ放流を予定しています。
16	要求水準書	13	2	(1)	ア	(イ)	インフラ条件	かほく市のホームページによると、下水道供用開始区域内に土地を持つ土地所有者又は権利者に対して下水道受益者負担金が発生するとあります。こちらは土地の所有者である市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	14	2	(1)	ア	(ウ)	a 整備用地	「体育館の建設場所は旧野球場跡地とする」とありますが、例えば第1駐車場からのアクセスを考慮し中学校敷地外の第1駐車場側に屋外階段を設け、体育館と接続し体育館と一体となる計画は、上記条文を満たさないこととなりますでしょうか。 この場合、体育館と縁を切れば第1駐車場の工作物として考え、上記条文を満たすと考えてよろしいでしょうか。	(仮称)かほく市総合体育館と第1駐車場のアクセス方法については、障がい者用駐車場をエントランス付近に設ける等、すべての利用者に不都合が生じず、法令上問題がなければ、事業者提案に委ねます。
18	要求水準書	15	2	(1)	ア	(ウ)	b 道路整備	浜北26号線を短縮して行き止まり市道とした場合、クルドサック等の対応は必要でしょうか。民家の利用に問題が生じない範囲について具体的にご教示頂けないでしょうか。	クルドサック設置の指定はしませんが、民家の車両の切り返しが可能なスペースについて配慮してください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
19	要求水準書	15	2	(1)	ア	(ウ)	c	消雪ポンプ盤	解体工事にあたり、消雪ポンプ盤及び井戸への損傷を避けるために、図面などありましたら、ご提示願います。	本回答と合わせて消融雪施設台帳を公表します。
20	要求水準書	15	2	(1)	イ	(イ)		七塚武道場 屋外トイレ	屋外トイレを建て替える場合は、既存屋外トイレにある倉庫は不要と考えてよろしいでしょうか。また、HCWCも不要と考えてよろしいでしょうか。	現在、中学校部活動で倉庫を活用しているため、倉庫も整備してください。 倉庫を建築物として付属するか、独立して設けるかについては事業者提案に委ねます。 トイレは現状と同様とします。
21	要求水準書	16	2	(1)	ウ	(ア)	a	(仮称) かほく市 総合体育馆	「延べ床面積は、9100m ² を上限とする」とありますが、設定されている事業費内であれば9100m ² を超える提案をすることは可能でしょうか。	9,100m ² を上限とします。
22	要求水準書	18	2	(1)	ウ	(イ)	b	第1駐車場	「市の整備する第2駐車場に大型バス5台程度確保することを想定している。」とのことですですが、第1駐車場には大型バス用の駐車場は設けなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、選手の送迎の際に体育馆へ寄り付けられるよう、大型バス1台分の乗降場所を確保してください。
23	要求水準書	18	2	(1)	ウ	(イ)	b	駐車場	第2駐車場に大型バス5台程度確保とありますが、一般車両は何台駐車可能な計画でしょうか。	大型バス10台、一般車180台程度を想定しています。
24	要求水準書	18	2	(1)	ウ	(イ)	c	野球場	既存中学校の野球場にはブルペンがありますが、スペースを勘案して不要と考えてよろしいですか。	ファウルエリアに、マウンドを設けた投球練習ができるスペースが必要です。
25	要求水準書	18	2	(2)	ア	(ア)	c	渡り廊下	「河北台体育馆をサブアリーナとして利用することに配慮した施設配置とすること。」とあります。大会時のサブアリーナとして利用しない場合は、生徒利用のセキュリティ確保から、閉鎖することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
26	要求水準書	19	2	(2)	ア	(ウ)	a	(c) 動線計画	学校利用時とは、河北台中学校が部活等で利用するときと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	21	2	(2)	ア	(キ)	c	災害時等	「災害時等において・・・、一時避難所としてエントランスホールや会議室が住民の一時的な滞在に対応できる施設とすること。」の計画について、令和2年9月11日に公表された「要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」のNo.28で、「計画上は、最大200人、最長2週間を想定しています。」と回答がありますが、非常用発電機と燃料のバックアップはどの程度必要でしょうか。	非常用発電機と燃料のバックアップは、必要に応じて市が用意します。
28	要求水準書	21	2	(2)	ア	(キ)	d	電気自動車	市で保有する電気自動車（日産リーフe+）は1台と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	27	2	(2)	イ	(イ)	a	(a) 柔剣道場天井高さ	柔剣道場の天井高さの設定にあたり、なぎなた利用は練習程度を想定でしょうか。それとも対外試合等の試合としての利用を想定されていますでしょうか。	練習を想定していますが、対外試合にも対応できるようにしてください。
30	要求水準書	30	2	(2)	イ	(イ)	c	新野球場	「新野球場の放送、照明用の電源は河北台中学校から配線する。」とありますが、電力供給区分上、ランニングコース外灯の一部電源を河北台中学校からの供給として宜しいでしょうか。	可とします。 ただし、ランニングコースの外灯全体を学校側が管理できる計画としてください。
31	要求水準書	30	2	(2)	イ	(イ)	c	屋外施設 新野球場	現野球場のファールゾーンにブルペン（投球練習場、一部屋根付き）がありますが、新野球場にはその機能は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.24を参照してください。
32	要求水準書	30	2	(2)	イ	(イ)	c	屋外施設 新野球場	新野球場のダグアウトはどのような仕様をお考えでしょうか。 例）屋根、壁に囲まれた建築的仕様、又は移動可能な二次製品的仕様 等	現状程度に屋根壁に囲われた建築的な仕様とします。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
33	要求水準書	30	2	(2)	イ	(イ)	c	屋外施設 新野球場	新野球場のフェンス外に設ける30名程度の観戦スペースは立ち見による観戦と考えてよろしいでしょうか。	立ち見以外にも観戦者が椅子やレジャーシートを持ち込みできるよう、土間コンクリートの打設等、観戦スペースとして整備してください。
34	要求水準書	30	2	(2)	イ	(イ)	c	屋外施設 新野球場	新野球場の放送設備の入力源（音声マイク、音楽用等のアンプ等）はどちらに設置することをお考えでしょうか。	バックネット裏に現状程度の屋根付きの管理スペースを設けてください。要求水準書を修正します。
35	要求水準書	31	2	(2)	エ	(ア)	b	電気設備計画	「河北台中学校と一体で整備する場合」とありますが、新野球場の放送、照明用の電力を河北台中学校から配線するという理解でよろしいでしょうか。それともそれ以外に一体整備する必要があるとのことでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、計画案に基づいた電力会社との協議により、(仮称)かほく市総合体育館と河北台中学校の電力引込口を1か所にする場合を指します。 詳細については、対話時に協議を予定しています。
36	要求水準書	36	2	(2)	オ	(ア)	g	自然換気	災害時の自然換気などにより滞在可能な空間は、アリーナのみでなく柔剣道場・弓道場も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	39	2	(2)	ク	(オ)	b	ランニングコース	「ランニングコースにおいては、・・・足元灯や庭園灯など・・・計画とすること。」とありますが、ランニングコースで外灯を設置する範囲は整備用地の範囲内で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	42	3	(2)	ア	(ウ)	b (a) (b)	開発手続き	(a) 体育館の建設、(b) 新野球場の開発手続きに関する記載がありますが、体育館の建設とは14頁の河北台中学校敷地内を指し、その範囲外を新野球場と理解してよろしいでしょうか。この場合、第1駐車場についても新野球場と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
39	要求水準書	42	3	(2)	ア	(ウ)	b	(a) 開発許可申請手続き	造成による切り土及び盛り土による整備を行わない場合は、開発行為に該当せざとあります。上記に該当する切り土及び盛り土の程度、範囲、土量、高さ等の規定があればお示しいただけますでしょうか。	規定がないため、切り土及び盛り土を行う場合は津幡土木事務所と協議を行うことになりますが、状況によっては、開発行為に該当する可能性があります。
40	要求水準書	42	3	(2)	ア	(ウ)	b	(a) 開発許可申請手続き	雨水排水について適切な対応を行うとあります。 「体育館整備予定地」と「新野球場・第1駐車場予定地」に係る、排水流域、排水系統、並びに本事業用地からの放流先水路（比流量、流下能力、構造等も含め）をお示しいただけますでしょうか。	予定建築物が明確ではないため、放流先水路を明確にすることはできませんが、現時点で想定する放流先は、南側市道道路側溝を想定しています。当該道路側溝は、東側に流下後、雨水幹線に接続することとなります。 市の雨水排水基準に基づき、現在の排水構造物に現状以上の負荷を与えないように計画してください。
41	要求水準書	43	3	(2)	ア	(ウ)	c	(e) 建築確認申請	渡り廊下の確認申請に関して、河北台中学校に増築することを可、との記載がありますが、河北台中学校の建築確認検査済証はあるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	43	3	(2)	イ	(ア)		解体撤去業務	撤去に「什器備品等」が含まれておりますが、残存什器備品等の廃棄は、法令上PFI事業者が実施することができないため、所有者である市が搬出及び廃棄を実施し、事業者の業務としては、令和2年9月11日に公表された「要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」のNo.73で回答いただいた通り、「排出事業者（市）による書類作成等が必要な場合の協力」との理解でよろしいでしょうか。	排出事業者は市となりますので、実際の搬出及び廃棄作業、必要な書類作成は事業者にて実施してください。
43	要求水準書	43	3	(2)	イ	(ア)		解体撤去業務	撤去範囲は「基礎から上部の建物」との記載がありますが、基礎から上部とは、基礎も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
44	要求水準書	44	3	(2)	イ	(ア)	a	(g) 着工前業務	「七塚武道館のM2階男子更衣室、女子更衣室の天井材にアスベスト含有が確認されたため、アスベストの封じ込め処置が行われている。」とのことです。既存解体建物において解体前に調査を行った結果、記載された箇所以外にアスベスト含有が確認された場合は、処分費用については別途お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	
45	要求水準書	65	6	(2)	キ	(ウ)	a	(d) 警備業務	イベント時の警備体制は、主催者側にて手配するという認識で宜しいでしょうか。仮に事業者側で手配する場合、イベントの想定開催日数等をご教示ください。	
46	要求水準書	66	6	(2)	ク	(ウ)	f	修繕・更新業務	「本事業終了後、市では指定管理施設の大規模修繕を行う予定である」とあります。一方、要求水準書58P6(1)c事業終了時の対応において、「事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）については、少なくとも2年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準に…協議を行うこと」とあります。これらを踏まえると、59P6(1)c(イ)cの「次期修繕提案書」には、大規模修繕について、市への引き渡し後3年目に実施するように提案すれば良いという認識でよろしいでしょうか？	大規模修繕は市への引き渡し後3年目以降に計画してください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
47	要求水準書	66	6	(2)	ク	(ウ)	f	修繕・更新業務	「事業者は事業期間終了3年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、修正履歴の他、消耗具合を具体的に示した報告書とともに、事業終業後に市が行う大規模修繕の必要な箇所及び修繕計画について「長期修繕計画」に反映し…」とありますが、「長期修繕計画」は15年の事業期間の計画とされていること、さらには大規模修繕は市が事業終了後に実施するとなつていることから、反映するのは「長期修繕計画」では無く「次期修繕提案書」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
48	要求水準書	66	6	(2)	ク	(ウ)	f	修繕・更新業務	「事業期間終了1年前までに、時点修正を行った「長期修繕計画書」を改めて市に提出すること」とありますが、「長期修繕計画書」は事業期間の計画とされていることから、15年目の1年間だけを変更することになりますが、この認識でよろしいでしょうか。	「事業期間終了1年前までに、時点修正を行った「長期修繕計画書」を改めて市に提出すること」を「事業期間終了1年前までに、時点修正を行った「次期修繕計画書」を改めて市に提出すること」と要求水準書を修正します。
49	要求水準書	82	7	(3)	エ	(エ)	g	大会・イベント等運営支援業務	令和2年9月11日に公表された「要求水準書(案)に関する質問・意見への回答」のNo. 95で、「エントランス等でのかほく市特産品等の販売、キッチンカーを使用した飲食品の販売を想定している」との回答がありましたが、出店頻度をご教示ください。	大会・イベント時を想定しています。
50	資料-01							敷地内にある防災無線スピーカーは残置として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
51	資料-10							減免対象の使用者に空調費、照明費を別途徴収することは可能でしょうか?	可とします。なお、空調費・照明費も減免対象となります。	

(仮称)かほく市総合体育館整備・運営事業 募集要項等に関する質問への回答(第1回)

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答	
52	様式集	1	1	(1)	イ	(ウ)	書式等	「各様式はMicrosoftWordまたはExcelにて作成」とありますが、図面やダイヤグラム等、正確かつ分かりやすく表現するため、CADやレイアウトソフトで作成し、PDFデータ提出でも宜しいでしょうか。」	Excel形式以外のものはPDFでの提出も可とします。作成ソフトはword以外の使用も可としますが、PDFファイルでテキストが読み込めるようにしてください。	
53	様式集	1	1	(1)	イ	(イ)	書式等	「図面等を除き、提出書類で使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、」とありますが、見やすさ読みやすさを考慮した最適な文字の大きさを選定したいため、10ポイント程度以上として宜しいでしょうか。」	原案のとおりとします。なお、提案書内で使用する図表については10ポイント以下とすることを可とします。	
54	様式集	3	2	(4)	ア	(ア)	企業名の記載	「正本・副本とも構成員・協力企業の名称が類推できるような記載を行わないこと。」とされておりますが、コンソーシアムに含まれないアドバイザーや金融機関の名称は記載してもよろしいでしょうか。」	構成員・協力企業の名称が類推できない限りにおいて、コンソーシアムに含まれないアドバイザーや金融機関の名称を記載することは可とします。	
55	様式集	3	2	(4)	エ		価格提案書	価格提案書は「(様式4-1) (様式4-2) をA4ファイルに一括して綴じ」ることとされておりますが、様式4-2の注記に「電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル」と指示がありますので、様式4-1、4-2以外のEXEL形式の様式についてこれらとリンクが貼られている場合は、そのままリンクを残して提出しても可との理解でよろしいでしょうか。」	可とします。	
56	様式集	5	2	(4)	オ	⑦	d	提案内容に関する提出書類	各階平面図の縮尺はS=1/300とありますが、A3用紙に収まらない場合、S=1/400としても宜しいですか。」	数字や文字が読み取れるようにご配慮いただければ、問題ありません。

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
57	様式集	16 ～ 23	様式 2-5 ～ 様式 2-12				参加資格審査申請書 (受注形態)	各業務毎の参加資格審査申請書の受注形態欄に「共同企業体（出資〇%）」との記載がございますが、PFI事業以外の一般発注事業での実績を記載する場合、「出資〇%」は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	PFI事業に限らず共同企業体での実績については出資比率を記載してください。
58	様式集	34	様式 6-4				1. 事業計画に関する提案書(4)リスク管理	リスク管理に関する提案書に、第3者によるリスク分析表、リスク評価書、保険会社の関心表明書などの書面を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
59	様式集	35	様式 6-4				1. 事業計画に関する提案書(5)地域経済への貢献	本様式は地元企業の関心表明書等があれば添付可能となっております。企業名は伏せなくとも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	構成員・協力企業の名称が類推できない限りにおいて、地元企業の企業名は記載することを可とします。構成員・協力企業名は伏せてください。
60	様式集	-	様式 6-2-2				資金調達計画	「本様式は金額は円単位とし、端数は切捨て」と指示があります。割賦金利の各支払回で生じた端数を切り捨てた上で割賦金利総額との差額は最終支払回などで調整する必要がありますでしょうか。	端数は最終支払回で調整してください。

(仮称)かほく市総合体育館整備・運営事業 募集要項等に関する質問への回答(第1回)

基本協定書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
61	基本協定書 (案)	5	第6条	4項		事業契約	違約金算定時の「提案価格」には割賦金利 は含まれないと理解でよろしいでしょうか。	本項の「提案価格」には割賦金利を含みま す。
62	基本協定書 (案)	6	第10条			事業契約成立後の 本協定の解除等	本条文には、優先交渉権者に責任がある契 約解除に係る市からの契約解除の申し出及 び損害賠償について記載されております が、万が一市に起因する契約解除相当の理 由があった場合の取決め、優先交渉権者か ら市への損害賠償についての条文も追記頂 くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業契約成立後は、市は事業契約の 定めに従います。

(仮称)かほく市総合体育馆整備・運営事業 募集要項等に関する質問への回答(第1回)

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
63	事業仮契約書(案)	8	第1章	—	第8条	3	(1)	契約期間	「・・・整備費の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき」とありますが、整備費には消費税及び地方消費税相当額は含まれないと理解でよろしいでしょうか。	本号の「整備費」には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。
64	事業仮契約書(案)	8	第1章	—	第9条	2		適用関係	本契約と本事業関連書類との矛盾、齟齬があつた場合の優先順位ですが、市の承認を得た設計図書等が本契約より優先されることになれば、事業者の合意なく設計図書の内容が変更されてもそちらが優先される可能性があるため、あくまでも本契約を最優先に修正することは可能でしょうか。	「市の承認を得た設計図書等」とは、事業者が提出した設計図書等について市が承認したものを感じます。事業者の合意なく変更された内容の設計図書等を意味するものではありません。 原案のとおりとします。
65	事業仮契約書(案)	8	第1章	—	第10条			責任の負担	①責任の負担が事業者側のみ記載されておりますが、実施方針で記載されているリスク分担表に沿って、市側にも責任が発生する認識で宜しいでしょうか。 ②実施方針について、詳細は事業契約書(案)で明らかにするとありますが、本リスク分担表も事業契約書に添付・製本頂けますでしょうか。	①について、責任の負担は本契約の定めに従います。 ②について、実施方針別紙1 リスク分担表(案)の内容を踏まえ、リスクの負担は本契約の各条文に規定されています。 原案のとおりとします。
66	事業仮契約書(案)	8	第1章	—	第11条			臨機の措置	災害の定義をご教示頂けますでしょうか。もしくは、定義一覧に追記頂けますでしょうか。 (ここでいう災害は不可抗力のことでしょうか)	自然現象又は人為的要因によって、本施設又は各業務に影響を及ぼすような事象を想定しています。 本項における災害は別紙1に定義する不可抗力と同一ではありません。
67	事業仮契約書(案)	9	第2章	—	第12条			設計・建設期間における使用	第12条に限りませんが、「市は～しなければならない」とある市の義務の条文があるものについて、万が一違反した場合の解除条項、損害賠償請求に関して追記頂けますでしょうか。	第73条及び第77条において、市の義務違反の場合について規定しています。 原案のとおりとします。

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
68	事業仮契約書(案)	11	第3章	第1節	第20条	2	第三者に生じた損害	第2項で「事業者による整備業務の実施に 関し、不可抗力により第三者に損害が発生 した場合の取扱いは、第9章に従う」と なっていますが、別紙1の58の不可抗力の 定義にあるように「市又は事業者のいづれ の責にも帰さないもの」ですので、不法行 為に基づく第三者に対する賠償責任は発生 しないものと考えられます（従って、別紙 4で求められている場第三者賠償責任保険 においても補償されないものと考えられ ます）。当該損害について市又は事業者に負 担が発生するような記載ですが、どのよう 場合を想定されているかご教示ください。	不可抗力に起因して、整備業務の実施に關 して第三者に損害が生じた場合を想定して います。
69	事業仮契約書(案)	11	第3章	第1節	第21条		設計・建設期間中の保険	当該本工事の着工に先立って保険の証券又 はこれに代わるものとして市が認めたもの とありますが、保険契約が付保されてい ることを証明する「付保証明書」を工事着工 の開始日までに提出し、保険証券は発行に 約1か月程度時間を要するため、発行され 次第提出することでよろしいでしょうか。	可としますが、保険証券は遅滞なく提出し てください。
70	事業仮契約書(案)	20	第3章	第6節	第43条		保険加入	引渡予定日までに保険の証券又はこれに代 わるものとして市が認めたものとあります が、保険契約が付保されていることを証明 する「付保証明書」を引渡予定日までに提 出し、保険証券は発行に約1か月程度時間 を要するため、発行され次第提出するこ とでよろしいでしょうか。	可としますが、保険証券は遅滞なく提出し てください。
71	事業仮契約書(案)	22	第4章	第1節	第48条		統括責任者(館長) 及び業務責任者	要求水準書では、開業準備業務について、 施設の供用開始日の8ヶ月前までに配置す る統括責任者(館長)については、他施設又 は他エリアとの兼務を認めていますが、本 条文にも同様の内容を追記頂けますでしょ うか。	統括責任者(館長)の配置については、要求 水準書の定めに従います。第9条第1項のと おり、要求水準書の記載事項は本契約とと もに市及び事業者に適用があります。 原案のとおりとします。

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
72	事業仮契約書(案)	28	第4章	第6節	第66条	2		第三者に及ぼした損害	第2項で「不可抗力により、施設供用等業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第9章の規定に従う」となっていますが、別紙1の58の不可抗力の定義にあるように「市又は事業者のいずれの責にも帰さないもの」ですので、不法行為に基づく第三者に対する賠償責任は発生しないものと考えられます（従って、別紙4で求められている場第三者賠償責任保険においても補償されないものと考えられます）。当該損害について市又は事業者に負担が発生するような記載ですが、どのような場合を想定されているかご教示ください。	不可抗力に起因して、施設供用等業務の実施に関して第三者に損害が生じた場合を想定しています。
73	事業仮契約書(案)	28	第4章	第6節	第66条	3		第三者に及ぼした損害	保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、直ちに、市に提出しなければならないとありますが、保険契約が付保されていることを証明する「付保証明書」を保険始期日（または異動日）までに提出し、保険証券は発行に約1か月程度時間を要するため、発行され次第提出することによろしいでしょうか。	可としますが、保険証券は遅滞なく提出してください。
74	事業仮契約書(案)	29	第6章	第1節	第71条	5		契約期間	「・・・本事業期間終了時における建物（建築、建築附帯設備）が、概ね2年以内の模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として・・・指定管理施設を市に対して引き継ぐものとする」とありますが、これは事業終了後2年以内に修繕・更新が発生しないよう事業期間中に修繕・更新を含む維持管理業務を実施するという趣旨であり、事業期間終了後に事業者が対応することを意味するものではないとの理解によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本項の定め又は本事業関連書類を満たさない場合は、事業者の責任で対応してください。
75	事業仮契約書(案)	29	第6章	第1節	第71条	5		契約期間	「・・・本事業期間終了時における建物（建築、建築附帯設備）が、概ね2年以内の模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として・・・指定管理施設を市に対して引き継ぐものとする」とありますが、下線部分は不要ではないでしょうか。	契約書において、ご指摘のとおり修正します。

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
76	事業仮契約書(案)	29	第6章	第1節	第71条	5		契約期間	「・・・概ね2年以内の模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として・・・」とありますが、下線部分は不要ではないでしょうか。	契約書において、ご指摘のとおり修正します。
77	事業仮契約書(案)	31	第6章	第2節	第72条	3		引渡しの完了前の市による契約解除等	「・・・整備費のうち、引渡し末了の本工事の目的物に関する市が支払うべき額の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う」とありますが、違約金算定の際の市が支払うべき額には消費税及び地方消費税相当額は含まれないと理解でよろしいでしょうか。	本項の「市が支払うべき額」には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。
78	事業仮契約書(案)	40	第9章	一	第88条			不可抗力による第三者に対する損害の扱い	「不可抗力により、本業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該当該損害の負担は、別紙9（不可抗力）の定めに従う」となっていますが、別紙1の58の不可抗力の定義にあるように「市又は事業者のいずれの責にも帰さないもの」ですので、不法行為に基づく第三者に対する賠償責任は発生しないものと考えられます（従って、別紙4で求められている場第三者賠償責任保険においても補償されないものと考えられます）。当該損害について市又は事業者に負担が発生するような記載ですが、どのような場合を想定されているかご教示ください。	不可抗力に起因して、本業務に関して第三者に損害が生じた場合を想定しています。
79	事業仮契約書(案)	50	別紙1	58				不可抗力	公衆衛生上の事態については不可抗力とあります。新型コロナウイルス等の感染症についても、不可抗力という認識で宜しいでしょうか。	緊急事態宣言を伴うような事態であり、経済的に事前に費用見積が不可能な場合又は、新型コロナウイルス等の感染症に関する国の示す基準・ガイドライン等、保健所の指導に則った維持管理・運営が行なうことが求められる場合において、ご理解のとおりです。 なお、国の示す基準・ガイドラインが変更又は保健所の指導が新たになされた場合は、法令変更の条項に従います。

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
80	事業仮契約書(案)	47	別紙1	30			サービス対価（整備費相当分）	「・・・施設整備及び動労等整備に係る各整備費と・・・」とありますが、下線部は道路等整備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書において、修正します。
81	事業仮契約書(案)	58	別紙4	1			設計・建設期間中の保険	設計・建設期間中の保険（1）～（3）の免責金額は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	事業仮契約書(案)	58	別紙4	1	(3)		普通火災保険	工事目的物の火災等によって生じた財物損害は建設工事保険で補償されるため、普通火災保険は付保不要であると理解してよろしいでしょうか。	別紙4 1. (3) の付保内容を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
83	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2			開業準備期間及び維持管理・運営機関の保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間の保険（1）・（2）の免責金額は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2	(2)		普通火災保険	要求水準書（案）に関する質問および意見への回答において、開業準備期間及び維持管理・運営期間中に貴市では共済への加入を予定していると回答されています。同一の損害に対して重複して共済金・保険金は支払われないにも関わらず、事業者に普通火災保険の付保を求められる理由は、事業者帰責による財物損害を補償する目的で普通火災保険の付保を求められている理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

事業仮契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
85	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2	(2)			普通火災保険	火災保険料は昨今の自然災害の多発によって頻繁に料率改定が行われ保険料が値上がりしている状況であり、賠償保険等の他の保険種目に比べて保険料コストが非常に大きい保険です。共済および普通火災保険の双方に加入した場合でも、同一損害に対して重複して共済金（保険金）は支払われませんので、双方加入は掛け金（保険料）に無駄が生じてしまいます。コストの無駄を省くためにも普通火災保険の付保は事業者提案をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 事業仮契約書(案)に対する質問への回答No. 84をご参照ください。
86	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2	(2)			普通火災保険	補償額とは保険金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2	(2)			普通火災保険	補償される損害の種類（補償危険）、支払限度額、免責金額は事業者提案としてよろしいでしょうか。	別紙4に記載の条件を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
88	事業仮契約書(案)	58	別紙4	2	(2)			普通火災保険	保険の対象となる七塚テニスコート施設の保険料算出のため、七塚テニスコート（含むフェンス、照明）および屋外トイレそれぞれの建築年および建設価格をご教示いただけますでしょうか。	コート、フェンス、照明は昭和59年に建設、平成16年に改修、屋外トイレは平成16年に建設しています。整備費はコート34,451千円、フェンス15,600千円、照明22,110千円、屋外トイレ13,220千円です。